

飼い主さんの義務です！

飼い犬の登録と

狂犬病予防注射

● 狂犬病とは

「狂犬病」は一度発症してしまうと、人・動物共に100%に近い確率で死亡する大変恐ろしい病気です。狂犬病には次のような特徴があります。

- ・有効な治療法がないため、発症すれば100%近い確率で死亡する。
- ・狂犬病患者の大半は潜伏期間が1〜3カ月と長い。
- ・発病する前に狂犬病ウイルスに感染しているかどうかを検査する方法がない。
- ・ほとんどすべての哺乳動物が感染・発症するが、地域によって主に感染源となる動物が異なる。

・狂犬病ウイルスは消毒薬には抵抗力が弱いですが、発症後に有効な薬剤はない。

● Q&A

Q. 家の中で犬を飼うなら、狂犬病の心配はいらぬのでは？

A. 世界では狂犬病で毎年5万人以上の人が亡くなっています。日本の周辺の国を含む世界のほとんどの地域で発生しており、狂犬病にかかった犬がいつ日本に入ってきたもおおかしくありません。

室内飼いでも散歩や通院など、他の犬と接触する機会もあります。日本に入ってきていても広がらないようにするために、すべての犬に予防注射が義務付けられています。

す。

Q. 予防注射はどこでできるの？

A. 動物病院でできます。

また、4月中・下旬には有田川町内で集合注射を行います。集合注射の場所では犬の登録も同時に行えます。

Q. 注射をしたらそれだけでいいの？

A. 犬の登録と注射をしたら、首輪に鑑札と注射済票を付けましょう。

もし災害が起こって避難所生活を送ることになれば、登録と予防注射をしていることが当然求められます。犬が飼い主と離れたときにも探しやすくなります。必ず付けておきましょう。

犬の飼い主には次の3点が法律により義務付けられています。

- ①現在居住している市区町村に飼い犬の登録をすること
- ②飼い犬（生後3カ月以上）に年1回の狂犬病予防注射を受けさせること
- ③犬の鑑札と注射済票を飼い犬に装着すること

犬を飼ったら忘れずに行ってください。

← P4,5 で集合注射の日程をお知らせします！

